

「羽曳野市再生資源物の屋外保管に関する条例（案）」の概要

○目的（条例第1条）

- ・屋外における再生資源物の適正な保管を図るため、火災の発生、延焼、崩落、飛散その他の事故並びに屋外保管に伴う騒音及び振動の発生を防止し、又は軽減するために必要な措置について定め、もって市民生活の安全の確保及び良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

★「火災の発生・延焼」

→本市においてはこれまで発生していないが、他自治体では多数の発生事例があることから火災が発生する蓋然性は高いため、目的に定める。

★「崩落・飛散その他の事故並びに騒音・振動」

→本市においてもこれまで苦情相談があり、他自治体でも多数の発生事例があるため、目的に定める。

○定義（条例第2条）

- ・屋外とは、建物(土地に定着する工作物のうち、屋根、柱、壁及び床を有するもの)の外をいう。
- ・屋外保管とは、屋外において、規則で定める機械を使用して再生資源物を積み上げ、保管することを業として行うことをいう。
- ・規則第2条に積み上げに使用する機械を定義した。(バックホウ、フォークリフト、クレーン等)

○屋外保管の届出（条例第5条）

- ・屋外保管をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に届出が必要とする。(既存の事業者についても、届出が必要となります。)
- ・規則第3条に届出事項を定める。

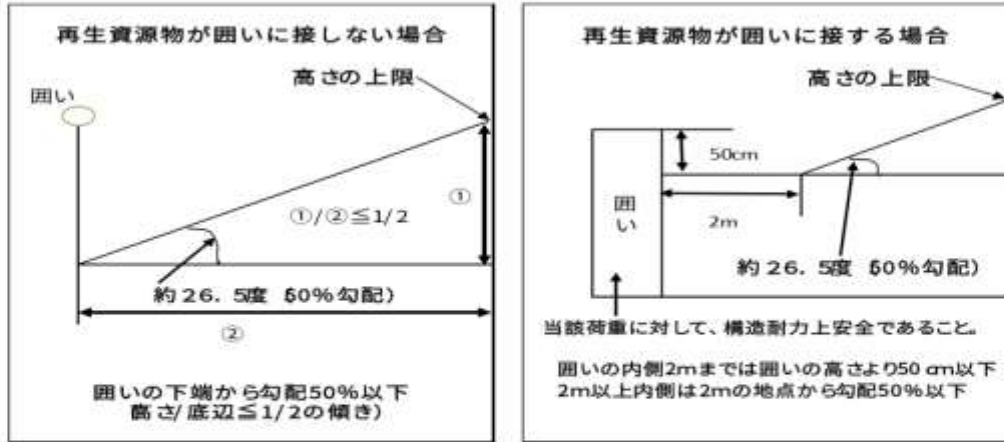
○屋外保管及び屋外保管事業場の構造等に関する基準（条例第6条）

- ・屋外保管に伴う、火災の発生・延焼、崩落、飛散その他の事故、騒音・振動の発生の防止基準について規則に定める。
- ・規則第6条に、火災の発生・延焼防止措置として、
 - ★「再生資源物の保管に供する部分の延べ面積は200㎡以下を1つの区画とすること。」
 - ★「区画と区画の間に2メートル以上の間隔を保つこと」または「不燃材料の仕切り板で区画していること」等を規定した。(千葉市の同条例を参考)
- ・規則第7条の騒音又は振動の基準は、「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」における基準を適用した。
- ・規則第8条に、崩落等の事故防止措置として、再生資源物の積み上げの高さについての基準を定めた。(国の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」で定める基準と同様)

※裏面に続きます

参考図【積み上げの高さ】

参考図



○資料提出・立入等の要求（条例第8条）

- ・条例の施行に関し必要な協力を求めることができる。

→屋外保管事業場の新規届出の際、市民から苦情があった際などを想定

○指導及び助言（条例第9条）

- ・市民生活の安全及び良好な生活環境の保全に必要な指導及び助言を行うことができる。